

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加古川市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年3月14日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容 ※	・住民税は地方税法により定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。 1. 市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等の課税資料に基づき住民税額を賦課決定する。 2. 課税資料の追加、訂正又は調査に基づく職権による住民税額の修正 3. 課税情報の正確な記録を確保するための措置 4. 転居等により課税出来ない資料を入手した際の課税権のある市区町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という。）への課税資料の送付 5. 本人又は代理人の請求による所得・課税証明書の発行 6. 住民税額に変更があった際の納税義務者に対する通知 7. 他の市町村からの照会に対する回答 8. 納税者又は代理人からの納税の管理 9. 納付額が課税額より多い場合における還付、充当処理 10. 納期限を過ぎて未納となっている納税義務者への督促状、催告書の送付 11. 納税者又は代理人からの納税証明書交付申請の受付、審査、交付 12. 督促状を送付した納税者について、完納されない場合の滞納整理 13. 統計情報を作成し報告する。 14. 地方税関係情報を庁内他課へ移転する。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム

②システムの機能

1. 申告書の出力
 - ・住民税の申告が必要な対象者を抽出し、出力する。
2. 課税資料の溜め込み
 - ・住民基本台帳とのマッチングにより課税対象である者について、課税情報を溜め込む。
 - ・また、課税情報に論理的不整合があるものを抽出し、修正をする。
 - ・課税資料に基づき税額決定する。
 - ・新たな課税資料を受領した場合に、税額更正を行う。
3. 減免関係の処理
 - ・減免申請に基づく決定又は却下を行う。
4. 資料の管理
 - ・確定申告書、給与支払報告書、年金報告書等、各種課税資料を画像データとして保持し、閲覧、検索を行う。
5. 課税情報の送受信
 - ・国税連携システム、審査システムなどを通じて、課税資料の受領、他自治体への課税資料の回送を行う。
6. 扶養関係の処理
 - ・市内住民登録者間での扶養情報の紐付けを行い、扶養情報のつじつまが合わないものに関して抽出、管理する。
7. 宛名登録
 - ・相続人調査、返戻調査、本人による送付先変更の届出による宛名情報を管理する。
8. 税額に係る通知書の出力
 - ・課税対象者に関して、普通徴収、特別徴収、年金特別徴収の別に合わせて通知書を出力する。
 - ・税額の更正があった場合、税額変更の通知書を出力する。
9. 所得課税証明書の発行
 - ・所得と課税内容についての証明書を発行する。
10. 納税管理
 - ・課税情報と連携し、年税額、収納額、納付履歴等を管理するとともに、納付書を発行する。
 - ・納税情報をもとに督促状を発送するもとなる対象者等のデータを抽出する。
11. 還付・充当管理
 - ・確定税額より多く納付された超過額を還付、充当処理する。
 - ・情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
12. 口座振替管理
 - ・口座振替による納税を管理するため、口座情報等を保持。
13. 納税証明書の発行
 - ・納税者の申請に応じ申請日の3年前の日の属する年度から申請日までの証明事項について証明書を発行する。
14. 統計情報作成報告
 - ・所得、控除、税額等に係る課税情報を、人数や区分などの要件に合わせて抽出する。
 - ・納税管理にかかる情報を抽出する。(納付方法別納税者数、納付額、督促発送状況等)
15. 催告
 - ・賦課及び収納情報に基づき、滞納者に対して催告書等を出力する。
16. 納税計画管理
 - ・納税相談や納税計画の情報を管理する。
17. 財産の調査及び管理
 - ・官公署等へ財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。
18. 滞納処分
 - ・差押、参加差押、交付要求、執行停止に関する各種帳票の出力と、滞納処分情報を管理する。
19. 不納欠損情報の管理
 - ・時効の中断、停止等の情報を管理し、不納欠損処理を行う。

	20. 統計資料作成 ・滞納整理に関して必要な統計資料を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（証明書コンビニ交付システム）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書の自動交付 ・パスワードを設定した個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアの店舗内に設置されている多機能端末（マルチコピー機）から、所得・課税証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（印鑑登録システム）
システム3	
①システムの名称	審査システム
②システムの機能	・地方税ポータルシステムは、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムであり、対象税目を順次追加している。 ・このシステムでは、個人住民税等の申告、法定調書の提出、各種申請届出について、書面に代えインターネットを通じて手続が行えるものである。また、年金保険者とは、DVDを介して手続を行っている。 ・各地方団体にeLTAXで申告された給与支払報告書等データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ、審査システムが受領する。 ・審査システム（通知書作成システムを含む。以下同じ。）には、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する機能がある。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（個人住民税システムへファイル転送している）
システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データの送付が国から地方団体へ開始された。 ・国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合情報ネットワーク（LGWAN）を通じ送付される。 ・国税連携システムには、 ①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。

	する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 個人住民税システムへファイル転送している ）
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認 ・申告書の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等をもとに住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 2. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 3. 機構への情報照会 ・全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1. 宛名情報等管理機能 ・宛名情報等を統合宛名番号、宛名番号、個人番号等とひと付けて保存し、管理する。 2. 抑止登録機能 ・異動更新、帳票発行の抑止設定を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 証明書コンビニ交付システム、審査システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、障害福祉システム、自立支援システム、子ども子育て支援システム、予防接種システム（成人）、予防接種システム（未成年）、市営住宅管理システム、介護用品システム、国民健康保険システム、国民年金システム、児童扶養手当システム、母子保健システム、児童手当システム、医療助成システム、就学支援システム ）
システム7	
①システムの名称	統合宛名システム

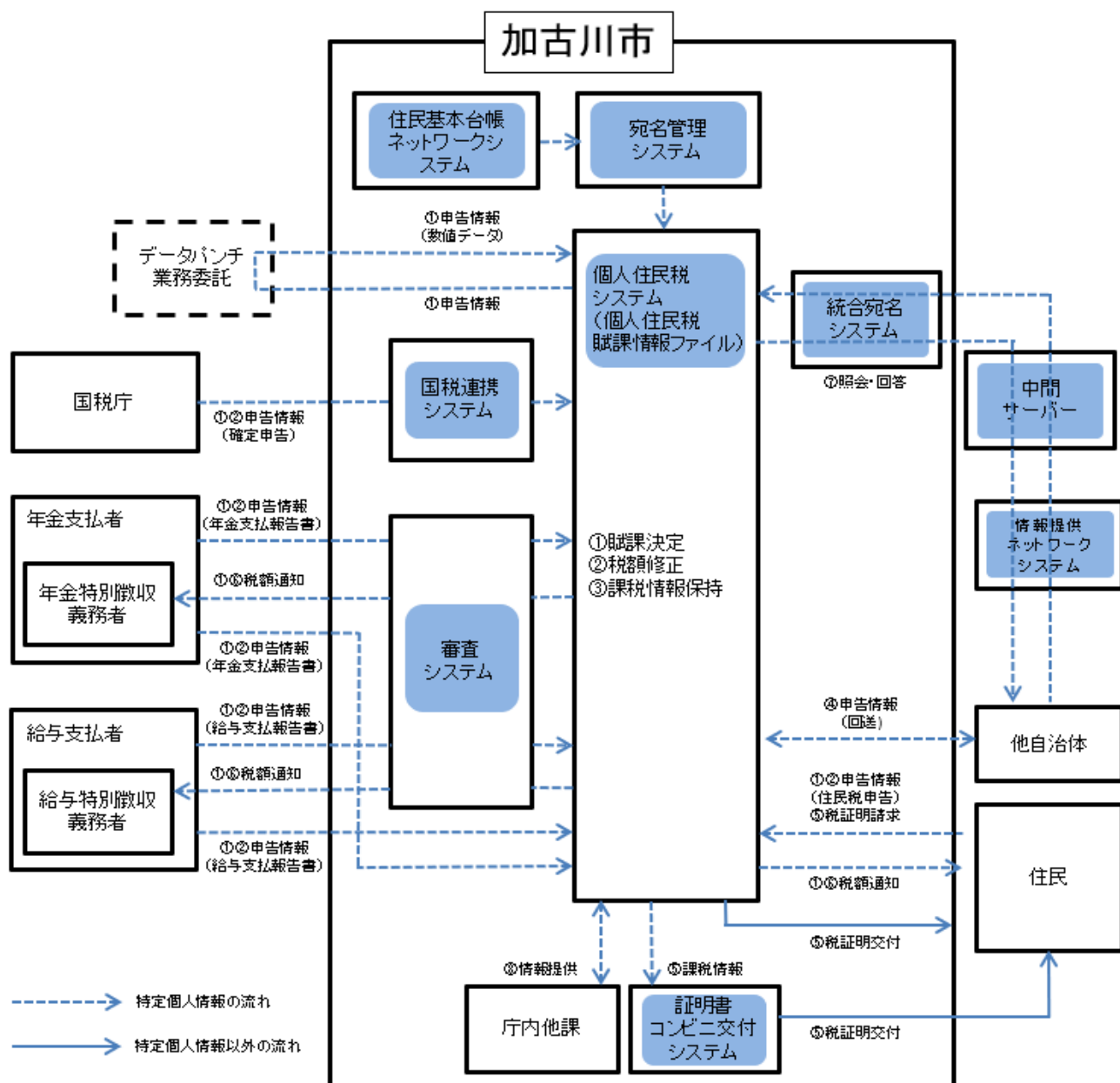
②システムの機能	1. 統合宛名番号付番機能 ・統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。 2. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを使用して提供する必要がある情報について、各業務システムからデータを抽出しレイアウト変換後、中間サーバーへ転送する。 3. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを使用して照会することが可能な情報について、既存業務システムからの要求に基づき、照会し、照会結果を受け取る。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（中間サーバー、生活保護システム）
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 ・暗号化／復号化機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム

	☐ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税賦課情報ファイル (2) 個人住民税収納情報ファイル (3) 個人住民税滞納情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 個人住民税賦課情報ファイル ・個人住民税の適正な賦課決定及び減免を行うため、住民の所得情報を正確に把握する必要があるため。 2. 個人住民税収納情報ファイル ・個人住民税の収納管理に関連する事務を適正に行うため。 3. 個人住民税滞納情報ファイル ・公平、公正な個人住民税の徴収を行うため、督促状を送付しても完納されない場合に、滞納整理を行うため。
②実現が期待されるメリット	・正確な住民の所得情報を把握することで二重課税や課税ミスを防止でき、賦課決定、減免、収納管理及び滞納整理が適正に行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの 番号法 ・第9条第1項及び別表24の項 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「委員会規則」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの (1)番号法 【情報提供及び照会の根拠】 ・第19条第8号 情報提供省令 【情報提供の根拠】 ・第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項 【情報照会の根拠】 ・第2条の表48の項 (2)番号法 【情報照会の根拠】 ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民税課、収税課
②所属長の役職名	市民税課長、収税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

1. 個人住民税賦課情報ファイル



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 個人住民税賦課情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者	
その必要性	・個人住民税の適正な賦課業務のために、必要な特定個人情報を保有する。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	<識別情報> 対象者を特定するために記録する。 <連絡先情報> 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録する。 <業務関係情報> ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報を記録し、個人住民税を算出し賦課決定する。 ・地方税関係情報 税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために、算出した個人住民税額を記録する。 ・生活保護関係情報 個人住民税の非課税判定を行うために、生活保護関連の給付情報を記録する。 ・障害者福祉関係情報 個人住民税の障害者控除の適用のために記録する。 ・医療保険関係情報、介護関係情報、年金関係情報 年金特徴のために各種保険特徴の開始情報を記録する。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署（生活福祉課、市民課、国民健康保険課、介護保険課、障がい者支援課） ☐ 行政機関・独立行政法人等（国税庁、年金支払者（日本年金機構）） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人（他自治体） ☐ 民間事業者（給与支払者、年金支払者（日本年金機構を除く）） ☐ その他（地方公共団体情報システム機構）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他（住民基本台帳ネットワークシステム）
③入手の時期・頻度		<当初賦課時に入手> ・住基情報 1月1日現在の情報を入手（遡及分含む） ・申告等情報 1月から当初賦課決定まで複数回入手 ・生活保護情報 1月に1度入手 ・年金特徴対象者情報 5月に1度入手 <当初賦課決定以後に入手> ・住基情報 毎日更新された情報を入手 ・申告等情報 期間制限の適用になるまで複数回入手 ・生活保護情報 毎月入手 ・年金特徴対象者情報 次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手
④入手に係る妥当性		・個人住民税の適正な賦課業務のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		・地方税法第317条の2、情報提供省令第2条の表48の項に基づき、個人住民税の賦課に必要な情報を入手していることを周知している。
⑥使用目的 ※		・個人住民税の賦課決定、証明書の発行を行うため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	・市民税課、収税課、各市民センター及び市民課（証明書発行のみ）
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [100人以上500人未満]
⑧使用方法 ※		・申告及び届出等による情報から賦課決定する。 ・生活保護関係情報等による情報から非課税者を把握する。 ・特別徴収義務者からの届出書に基づき、特別徴収の中止、変更等を行う。 ・申請に基づき、所得課税証明書を発行する。
	情報の突合 ※	・賦課資料情報と住民票関係情報、生活保護関係情報を突合して非課税者を確認する。 ・賦課資料情報と他市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して控除額等を確認する。
	情報の統計分析 ※	・納税義務者数・調定額等の集計処理を行っているが、特定の個人を判別し得る情報の統計や分析は行わない。

[illegible]

③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内の事務室等にてシステムを直接操作するため提供は行わない。)	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	
⑥委託先名		・(株)日立システムズ 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。	
	⑨再委託事項	・住民情報システムの運用保守の一部	
委託事項3		審査システム、国税連携システムの運用保守業務	
①委託内容		・審査システムの審査サーバ、及び国税連携システムの国税受信サーバの維持管理に関わる業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者及び住民票は無いが居住実態がある者のうち審査システムまたは国税連携システムを使用した申告等があった者	
	その妥当性	・審査システムを利用してデータの送信を行うため。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの保守を行う業務であるため、特定個人情報ファイルの提供を行わない。)	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ	
⑥委託先名		・(株)NTTデータ・アイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。	
	⑨再委託事項	・審査システム、国税連携システムの運用保守業務の一部	
委託事項4		バックアップデータ遠隔地保管業務	
①委託内容		・バックアップデータを記録した外部記録媒体の遠隔地保管業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	

(2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者	
	その妥当性	・大規模災害によるシステム障害が発生した際の復旧作業を行うために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ	
⑥委託先名		・(株)NXワンビシアークイブズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		証明書コンビニ交付システム運用保守業務委託	
①委託内容		・証明書コンビニ交付システムの運用保守に関わる業務	
(2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者	
	その妥当性	・証明書コンビニ交付システムの保守に関わる業務において、バックアップデータを作成する際等に、すべての住民基本台帳ファイルを取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (システムの保守を行う業務であるため、特定個人情報ファイルの提供を行わない。)	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	
⑥委託先名		・(株)日立システムズ 関西支社	
	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑧再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。
	⑨再委託事項	・証明書コンビ二交付システム運用保守業務の一部
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (77) 件 ☐ 移転を行っている (11) 件 ☐ 行っていない	
提供先1	情報提供省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に応じた情報照会者の欄に掲げる者	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号	
②提供先における用途	情報提供省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に応じた特定個人番号利用事務の欄に掲げる事務	
③提供する情報	・地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者	
提供先2～5		
提供先2	教育委員会 学務課	
①法令上の根拠	・番号利用条例第4条	
②提供先における用途	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務 ・学校教育法による就学に要する費用についての援助に関する事務	
③提供する情報	・地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	・特定個人情報の提供の求めがあった都度	
提供先3	国税庁長官、都道府県知事、市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第10号	

①法令上の根拠	・地方税法第19条第1号
②提供先における用途	・国税、地方税に関する事務
③提供する情報	・地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	・特定個人情報の提供の求めがあった都度
提供先4	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	・番号法第19条第1号
②提供先における用途	・給与からの特別徴収に関する事務
③提供する情報	・給与からの特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・給与からの特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	・当初課税及び更正時(月2回)
提供先5	年金特別徴収義務者
①法令上の根拠	・番号法第19条第1号
②提供先における用途	・年金からの特別徴収に関する事務
③提供する情報	・年金からの特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・年金からの特別徴収の対象となる年金所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	・当初課税及び月1～2回のデータ収集日

提供先6～10	
提供先6	各自治体
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号
②提供先における用途	・番号法第19条第9号に基づき、委員会規則で定めるもの
③提供する情報	・地方税関係情報であって、委員会規則で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	・特定個人情報の提供の求めがあった都度
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例に定める事務を行う者(別紙を参照)
①法令上の根拠	・番号利用条例第3条
②移転先における用途	情報提供省令第2条の表特定個人番号利用事務の欄に掲げる事務を主とした、番号利用条例で定められた用途(別紙を参照)
③移転する情報	・地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者の一部(加古川市に個人住民税に係る申告書等を提出した対象者)
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙) [☐] その他 (原則として庁内連携システムによって移転するが、庁内連携システムで対応できないものにより個人住民税システムを直接参照する。)
⑦時期・頻度	・賦課決定の都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	

		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <当市における措置> ・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバに保管している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・申告書等は、鍵付の書庫に保管している。 <遠隔地バックアップ保管における措置> ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバにおける措置> ・建物自体の耐震性能は震度6強相当の地震にも耐えうる建物となっている。 ・水害対策として海岸線より離れた場所に設置し、自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』に設置している。 ・建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施。 ・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	・地方税法第17条の5により個人住民税の賦課決定及び更正決定については最大7年間行える。												
③消去方法		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <当市の保有システムにおける措置> ・保管期間が終了したものはシステムで一括消去する。 ・保管期間を過ぎた申告書等紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバにおける措置> ・審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバ内のデータは、審査クライアント及び国税連携クライアントから操作手引書により当市の権限ある職員が定めら												

れた手順により消去する。

7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 個人住民税収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・個人住民税納税義務者、納税管理人、相続代表者
その必要性	・個人住民税の収納管理に関連する事務を適正に行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<識別情報> 収納関連事務処理のために個人を特定するため。 <連絡先情報> 収納関連事務処理において個人特定、照会、関係帳票の送付等を行うため。 <業務関係情報> 収納、督促、還付等に際し、公金受取口座情報を利用するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	・収税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (市民課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☐] その他 (地方公共団体情報システム機構、年金保険者)
	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ

②入手方法		☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度		・個人住民税賦課情報ファイル及び住基情報の更新の都度、データを入力する。 ・収納の都度データを入力する。 ・本人から口座振替登録の依頼がある度にデータを入力する。	
④入手に係る妥当性		・賦課情報に基づいた収納管理(収納、還付及び充当)を行うため。また、納付書等の帳票類を適正に送付するとともに、督促状及び還付充当通知を個人を特定して的確に送達させるため。	
⑤本人への明示		・督促状及び還付充当の通知は、地方税法第20条の規定に基づき、個人を特定して送達する必要がある。 ・還付及び充当は、地方税法第17条及び17条の2の規定に基づき賦課情報との連携、個人の特定が必要となる。	
⑥使用目的 ※		・個人住民税の適正な収納管理(収納、督促、還付充当、証明書発行)を行うため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	・収税課、市民税課、各市民センター及び市民課(証明書発行のみ)	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・賦課情報から連携した情報をもとに、収納情報を管理する。 ・賦課情報、収納情報をもとに、還付充当処理、証明書発行等の事務を行う。 ・複数の内部番号を保持する住民等について、収納情報の名寄せを行う。	
情報の突合 ※		・住民異動により変更された特定個人情報については、庁内システムの連携により、内部番号で突合する。	
情報の統計分析 ※		・個人住民税にかかる収納状況の統計は作成しているが、特定の個人を判別し得るような情報の統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		・督促、還付及び充当。	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		住民情報システム運用保守業務	
①委託内容		・住民情報システム(個人住民税システム、宛名管理システム、統合宛名システム)の運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		・個人住民税納税義務者、納税管理人、相続代表者	

		その妥当性	・システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (担当部署内でのシステム端末により、必要な作業を行う。)	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	
⑥委託先名		・(株)日立システムズ 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。	
	⑨再委託事項	・住民情報システムの運用保守の一部	
委託事項2～5			
委託事項2		バックアップデータ遠隔地保管業務	
①委託内容		・システムバックアップデータの遠隔地への集配・保管業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・個人住民税納税義務者、納税管理人、相続代表者	
	その妥当性	・大規模災害によるシステム障害が発生した際の復旧作業を行うために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ	
⑥委託先名		・(株)NXワンビシアーカИБス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			

委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <当市における措置> ・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバーに保管している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・調査回答文書は鍵付の書庫に保管している。 <遠隔地バックアップ保管における措置> ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。														
②保管期間	期間	[20年以上]	<選択肢> <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr></table>		1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年														
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上														
10) 定められていない																
	その妥当性	・滞納が継続する間は、収納情報を管理する必要があるため。														
③消去方法		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <当市の保有システムにおける措置> ・保管期間が終了したものはシステムで一括消去する。 ・保管期間を過ぎた申告書等紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。														
7. 備考																

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人住民税滞納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・個人住民税納税義務者
その必要性	・公平、公正な個人住民税の徴収を行うため、督促状を送付しても完納されない場合に、滞納整理を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	＜識別情報＞ 対象者を正確に特定するため。 ＜連絡先情報＞ 対象者の催告書、滞納処分関係調書等の送付先の把握のため。 ＜業務関係情報＞ ・地方税関係情報 滞納処分に必要な財産情報等を記録し、滞納処分等を行うため。 納税相談内容や納税計画等の情報を記録するため。 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護の受給状況により、執行停止等の判断を行うため。
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	・収税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (裁判所、法務局) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [☐] 民間事業者 ()

		[☐] その他 (地方公共団体情報システム機構、債権・債務者)
②入手方法		[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 (本人からの聴き取り、住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度		<庁内> ・賦課システムの更新の都度、データを入力する。 <他の行政機関等> ・財産調査を行った都度、データを入力する。 <その他> ・財産情報、生活状況等を本人から聴き取った都度、データを入力する。
④入手に係る妥当性		・地方税法第20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に取得する。
⑤本人への明示		・滞納状況等調査回答に係る各種情報については、地方税法第20条の11の条文に基づき、収集している。
⑥使用目的 ※		・滞納整理に必要な財産情報を収集し、滞納処分等を行うため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	・収税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・滞納整理に必要な各種財産の調査、整理を行う。 ・財産情報に基づき、滞納処分や執行停止処理を行う。 ・納税相談や納税計画の管理を行う。
	情報の突合 ※	・住民異動により変更された特定個人情報については、庁内システムの連携により、内部番号で突合する。 ・他の行政機関等によるものは、当市で登録されている宛名情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	・滞納整理状況に関する統計や分析は行っているが、特定の個人を判別し得るような情報の統計分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・滞納処分、納期限変更告知、執行停止、徴収猶予、換価の猶予、延滞金の減免
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		住民情報システム運用保守業務
①委託内容		・住民情報システム(個人住民税システム、宛名管理システム、統合宛名システム)の運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

[illegible]

[illegible]

移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜当市における措置＞ ・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバーに保管している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・調査関係書は、鍵付の書庫に保管している。 ＜遠隔地バックアップ保管における措置＞ ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。	
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]
	その妥当性	・滞納が継続する間は、滞納状況、処分状況、納税者との折衝状況等について管理する必要があるため。
③消去方法	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜当市の保有システムにおける措置＞ ・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。 ・保管期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添資料に記載

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・受付マニュアル及び本人確認に関する要領に基づき、窓口において申告書の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・審査システムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。 ・国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ・庁内からの福祉関係情報等の入手は、個人住民税システムに保有している情報と突合し、対象者以外の情報を入手されない仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申告書等に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。 ・審査システムは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・国税連携システムは、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・庁内からの福祉関係情報等の入手は、個人住民税システムにて必要な情報のみが更新、管理できるため、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの申告情報の入手は、窓口を限定して行っている。また、申告書等の様式は法令で定められており、必要な項目しか記載できない様式になっている。 ・eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタからLGWANを介し、審査サーバでデータを入手する。 ・国税連携データ受信サーバには、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。 ・庁内からの福祉関係情報等の入手は、本市ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、対象外のシステムからの入手が行われないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	

入手の際の本人確認の措置の内容	＜申告受付による入手における措置＞ ・申告受付時に窓口において下記のような本人確認を行う。 ・個人番号カードの提示を求める。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書等の提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証など）等2点の提示を求める。 ・本人しか知りえない住民情報等の記載を求める。 ＜審査システム及び国税連携システムからの入手における措置＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第3条（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより、本人確認した情報の提供を受ける。 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。）
個人番号の真正性確認の措置の内容	＜申告受付による入手における措置＞ ・個人番号カードの提示 ・通知カード＋官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、当市が適当と認めるものの提示 ・住基ネットまたは住民基本台帳により確認を行う。 ＜審査システム及び国税連携システムからの入手における措置＞ ・番号法施行規則第3条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。）
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜申告受付による入手における措置＞ ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ・正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行なった者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ＜審査システム及び国税連携システムからの入手における措置＞ ・地方税法に基づいて当市に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・税務基幹システムでは、これらの申告書、法定調書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用しているところである。 ・なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	

リスクに対する措置の内容	＜申告受付による入手における措置＞ ・受付窓口は卓上パーテーションを設置し、且つ、モニターにはプライバシーフィルターを設置することにより覗き見を防止している。 ・入手した申告書等については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・審査システム、国税連携システムからの入手は、通信先を限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・庁内からの福祉関係情報等の入手は、本市ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われることで、漏えい・紛失を防止している。 ＜審査システム及び国税連携システムからの入手における措置＞ ・特定個人情報の入手元である利用者からの入手は、利用者から地方税ポータルセンタまではインターネット回線、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。 - また、特定個人情報の入手元である年金保険者からの入手は、年金保険者から地方税ポータルセンタまではDVD、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。 ・特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・宛名管理システムは、個人番号利用事務または個人番号関係事務を行う者以外は、特定個人情報へのアクセスが行えないよう制御されている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システム等は、当該事務に必要な情報以外取扱っておらず、事務に必要な情報との紐付けは行われない。 ・審査システム及び国税連携システムは、当該事務に必要な情報以外送付されない仕組みとなっている。 ・証明書コンビニ交付システムは、コンビニエンスストアのキオスク端末から証明書を交付するシステムであり、必要な情報はシステム内で連携されており、事務に従事する者が情報にアクセスできない仕組みとなっている。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・システムを利用している間は、認証用カードが必要な仕組みとなっている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。

アクセス権限の管理	☐ 行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	
特定個人情報の使用の記録	☐ 記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・システム操作記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ・システム操作記録について、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き打ちチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員に対しては、年1回特定個人情報の取り扱いに関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使えないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。 ・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・所管課設置の端末において複製できない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては契約仕様書にて許可を得ない複製を禁止している。 ・職員に対しては、年1回特定個人情報保護に関する研修を行う。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・システムの運用等を委託するときには、プライバシーマークやISMSの取得など、委託先においての個人情報保護に対する取組みを評価している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	☐ 制限している <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者および更新者は、業務に必要な最小限の者とし、実施体制の提出を義務付けている。 ・実施体制に記載がある者しかアクセスできないように権限設定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	☐ 記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・職員と同様にシステム操作記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	☐ 定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先(再委託先を含む)から他者への提供の禁止を契約書に明記している。 ・ルールの遵守については、定期的に報告を受ける。	

	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作するため、特定個人情報の提供は行わない。 <申告書等データパンチ業務> ・実地調査、秘密の保持、データの管理について等の必要な事項を契約書に明記し、委託先に遵守させている。なお、委託先には「特定個人情報等の管理に関する調査書」と「特定個人情報等の管理に関する取扱規程」等を提出させ、その内容を確認している。また、定期的に現地調査を実施している。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入れ、鍵は委託先に渡さない取り決めになっている。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作する業務内容であるため、委託先において、特定個人情報を保有する事はない。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等の交換を行う際には、データ消去後に廃棄を行う。 <申告書等データパンチ業務> ・マイナンバーはパンチ項目ではないため、委託先が特定個人情報を保有する事はないが、業務履行後にパンチデータを廃棄した旨証する書面を徴している。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入っているため、委託先がデータを取り扱う事はできない。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・個人情報の取扱いについて、下記の内容を契約書に明記している。 ①データの秘密保持に関する事項 ②再委託の禁止又は制限に関する事項 ③データの指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ④データの複写及び複製の禁止に関する事項 ⑤事故発生時における報告義務に関する事項 ⑥立入調査の実施に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保については、委託先と同様に義務付けることを契約書に明記している。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない

	具体的な方法	＜庁内のデータ連携で提供する分＞ ・宛名システム等庁内システムとのデータ連携については、システム上で自動化されている。システムの更新内容がそのまま連携されるため、更新記録が庁内システムへの提供・移転の記録となり、記録は磁気ディスクに7年分保存する。 - また、端末で情報を利用した場合は、システムを操作した記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ＜紙により提供する分＞ ・特別徴収義務者への通知、他の自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を行っている。 ＜審査システム及び国税連携システムで提供する分＞ ・審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報（特別徴収税額通知等）の提供を行う。 ・なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、当市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第10号に基づき、特定個人情報（扶養是正情報等）の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、当市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	＜庁内のデータ連携で提供する分＞ ・提供、移転については、法令に定めがあるものに限り許可している。 ・法令に定めがある事を確認したうえでシステム連携等の設定を行っている。 ＜紙により提供する分＞ ・特別徴収義務者への通知、他の自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を行っている。 ＜審査システム及び国税連携システムで提供する分＞ ・審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		

リスクに対する措置の内容	＜庁内のデータ連携で提供する分＞ ・庁内のデータ連携については、法令で認められた提供・移転先に限りシステム上自動連携されるため、不適切な提供・移転は行われない。 ・各システムへのアクセスは、権限のある者に限定している。 ・照会画面の参照記録を残しており、記録の抜き取りチェックを行っている。 ＜紙により提供する分＞ ・他の実施機関への情報提供の際には、番号法第19条第10号の規定により、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、政令で定める措置を講じている。 ＜審査システム及び国税連携システムで提供する分＞ ・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、当市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、当市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜庁内のデータ連携で提供する分＞ ・連携先は庁内システムであり、システムの制御により認められたシステムしか連携できない。庁内連携は、自動連携システムが確立されているため、誤った情報を提供・移転したり、誤った相手に提供・移転することはない。 ＜紙により提供する分＞ ・他の実施機関への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を行っており、誤った情報を相手に提供することはない。 ＜審査システム及び国税連携システムで提供する分＞ ・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、当市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。 ・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、当市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	

リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> - 番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスが行えないよう制御されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> - 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 - 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> - 団体内統合宛名システムは中間サーバーとLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での連携となるので安全は確保される。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> - 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> - 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 - 中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> - 中間サーバーとの連携は団体内宛名番号で紐づく仕組みのため、入手した特定個人情報は正確性が保たれる。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> - 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		

リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムは中間サーバーとLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での入手であるため、漏洩・紛失のリスクはない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスが行えないよう制御されているため、安全は確保される。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	

リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <当市における措置> ・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバーに保管している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・申告書等は、鍵付の書庫に保管している。 <遠隔地バックアップ保管における措置> ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 - また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <審査システム及び国税連携システムにおける措置> ・特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施。 - また各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、IC カードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワーク
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	

	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と同様の方法で保管している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムの賦課情報は、各種申告情報に基づいて賦課決定を行ったうえで税額通知を行うため、住民における確認がとられ、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。 ・保管期間を過ぎた申告書等紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 個人住民税収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・個人住民税収納情報ファイルは、個人住民税賦課情報ファイルと庁内連携しているため、個人住民税賦課情報ファイルのリスク対策により対象者以外の情報は連携情報として保持していない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・個人住民税収納情報ファイルは、個人住民税賦課情報ファイルと庁内連携しているため、個人住民税賦課情報ファイルのリスク対策により収納管理に必要な情報以外の情報は連携情報として保持していない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、作成した情報を連携により取得している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、作成した情報を連携により取得している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、作成した情報を連携により取得している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。 ・また、帳票類、督促状、還付充当通知等の送付において、住民から誤り等の指摘があれば、調査を行った上で誤りが確認できれば修正を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<入手における措置> ・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。また、緊急的に即時対応が必要な場合などにおいて、賦課情報を課税課より紙により入手した場合、登録等の作業完了後、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・宛名管理システムは、個人番号利用事務または個人番号関係事務を行う者以外は、特定個人情報へのアクセスが行えないよう制御されている。

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムは、当該事務に必要な情報以外取り扱っておらず、事務に必要な情報紐付けは行われない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・システムを利用している間は、認証用カードが必要な仕組みとなっている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限を定期的を確認し、業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権限を変更または削除している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム操作記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ・システム操作記録について、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員に対しては、年1回特定個人情報の取り扱いに関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。 ・システム操作記録を取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・所管課設置の端末において複製できない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては契約仕様書にて許可を得ない複製を禁止している。 ・職員に対しては、年1回特定個人情報保護に関する研修を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・システムの運用等を委託するときには、プライバシーマークやISMSの取得など、委託先においての	

個人情報保護に関する事項		個人情報保護に対する取組みを評価している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者および更新者は、業務に必要な最小限の者とし、実施体制の提出を義務付けている。 ・実施体制に記載がある者しかアクセスできないように権限設定している。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・職員と同様にシステム操作記録を残している。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先(再委託先を含む)から他者への提供の禁止を契約書に明記している。 ・ルールの遵守については、定期的に報告を受ける。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜システム運用保守委託業務＞ ・システムを直接操作するため、特定個人情報の提供は行わない。 ＜バックアップデータ遠隔地保管業務＞ ・記録媒体は施錠されたケースに入れ、鍵は委託先に渡さない取り決めになっている。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜システム運用保守委託業務＞ ・システムを直接操作する業務内容であるため、委託先において、特定個人情報を保有する事はない。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等の交換を行う際には、データ消去後に廃棄を行う。 ＜バックアップデータ遠隔地保管業務＞ ・記録媒体は施錠されたケースに入っているため、委託先がデータを扱う事はできない。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・個人情報の取扱いについて、下記の内容を契約書に明記している。 ①データの秘密保持に関する事項 ②再委託の禁止又は制限に関する事項 ③データの指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ④データの複写及び複製の禁止に関する事項 ⑤事故発生時における報告義務に関する事項 ⑥立入調査の実施に関する事項		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保については、委託先と同様に義務付けることを契約書に明記している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分な	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	

	具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスが行えないよう制御されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		

リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムは中間サーバーとLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での連携となるので安全は確保される。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバーとの連携は団体内宛名番号で紐づく仕組みのため、入手した特定個人情報は正確性が保たれる。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムは中間サーバーとLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での入手であるため、漏洩・紛失のリスクはない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> - 番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスが行えないよう制御されているため、安全は確保される。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> - 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 - 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 - 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 - 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> - 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> - セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 - 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> - 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 - 中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 - 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		

リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜当市における措置＞ ・入室管理（入室者の制限および入室記録の取得）を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバーラック内のサーバーに保管している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・調査回答文書は、鍵付の書庫に保管している。 ＜遠隔地バックアップ保管における措置＞ ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース（鍵は市側のみで保有）に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 - また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策		[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な対策の内容	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又は ガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜当市における措置＞ ・シンクライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。 ・外部へのデータの書き出しは、所属長の承認を得て特定の端末から行うよう制限している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新している。 ・ファイアウォールを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ		[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている

/01 44		3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		・生存者の個人番号と同様の方法で保管している。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		・個人住民税収納情報ファイルは、個人住民税賦課情報ファイルと連携されており、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容		・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。 ・保管期間を過ぎた申告書等紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
3. 個人住民税滞納情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・庁内からの各種情報の入手は、各システムとの連携により行われるため、対象者以外の情報は入手されない仕組みとなっている。 ・紙媒体（生活保護関係情報や他の実施機関からの税務照会）による特定個人情報の入手については、庁内の各システムとの連携による本人情報を確認のうえ登録を行い、対象者以外の情報の入手防止を行う。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・庁内からの各種情報の入手は、各システムとの連携により行われるため、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・紙媒体（生活保護関係情報や他の実施機関からの税務照会）による特定個人情報の入手については、庁内の各システムとの連携による本人情報を確認のうえ登録を行い、必要な情報以外の入手防止を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内からの各種情報の入手は、接続可能なシステムを予め登録し、許可されたシステムに限定することで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 ・紙媒体（生活保護関係情報や他の実施機関からの税務照会）による特定個人情報の入手については、その根拠となる番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、地方税法及び国税徴収法の規定を確認し、適正な情報の入手を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイル及び個人住民税収納情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。 ・他の実施機関から入手する調査回答は、調査票等に記載された個人番号・4情報と、庁内の各システムとの連携により入手される本人情報により確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイル及び個人住民税収納情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。 ・他の実施機関から入手する調査回答においては、入手元において個人番号の真正性確認を行っている。 ・入手した特定個人情報に疑義がある場合は、提供元に確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイル及び個人住民税収納情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。 ・他の実施機関から入手する調査回答においては、入手元において個人番号の正確性を確保している。 ・誤りがあった場合は、調査を行い誤りが確認できたときは修正を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内からの各種情報の入手は、接続可能なシステムを予め登録し、許可されたシステムに限定することで、漏えい・紛失を防止している。 ・紙媒体の場合は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

特定個人情報へのアクセス（情報提供や利用、システムを通じたアクセス等）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名管理システムは、個人番号利用事務または個人番号関係事務を行う者以外は、特定個人情報へのアクセスが行えないよう制御されている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムでは、当該事務に必要な情報以外取扱っておらず、事務に必要な情報との紐付けは行われない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・システムを利用している間は、認証用カードが必要な仕組みとなっている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム操作記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ・システム操作記録について、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員に対しては、年1回特定個人情報の取り扱いに関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使えないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。 ・システム操作記録を取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・所管課設置の端末において複製できない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては契約仕様書にて許可を得ない複製を禁止している。 ・職員に対しては、年1回特定個人情報保護に関する研修を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク					
情報保護管理体制の確認		・システムの運用等を委託するときには、プライバシーマークやISMSの取得など、委託先においての個人情報保護に対する取組みを評価している。			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない			
具体的な制限方法		・委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者および更新者は、業務に必要な最小限の者とし、実施体制の提出を義務付けている。 ・実施体制に記載がある者しかアクセスできないように権限設定している。			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法		・職員と同様にシステム操作記録を残している。			
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		・委託先(再委託先を含む)から他者への提供の禁止を契約書に明記している。 ・ルールの遵守については、定期的に報告を受ける。			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作するため、特定個人情報の提供は行わない。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入れ、鍵は委託先に渡さない取り決めになっている。			
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作する業務内容であるため、委託先において、特定個人情報を保有する事はない。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等の交換を行う際には、データ消去後に廃棄を行う。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入っているため、委託先がデータを取り扱う事はできない。			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容		・個人情報の取扱いについて、下記の内容を契約書に明記している。 ①データの秘密保持に関する事項 ②再委託の禁止又は制限に関する事項 ③データの指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ④データの複写及び複製の禁止に関する事項 ⑤事故発生時における報告義務に関する事項 ⑥立入調査の実施に関する事項			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法		・特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保については、委託先と同様に義務付けることを契約書に明記している。			
その他の措置の内容		—			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・他の実施機関への調査の依頼、結果の送付の際には、情報提供の記録を保管している。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・他の実施機関への情報提供の際には、番号法第19条第9号の規定により、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、政令で定める措置を講じている。 ・個人住民税滞納情報ファイルへのアクセスは、権限のある者に限定している。 ・システム操作記録について、不定期で抜き取りチェックを行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・他の実施機関への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を行っており、誤った情報を相手に提供することはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
	[]	<選択肢>	

リスクへの対策は十分か	[]	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている

	具体的な対策の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <当市における措置> ・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバーに保管している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能な屋内の耐火金庫に保管している。 ・調査文書は、鍵付の書庫に保管している。 <遠隔地バックアップ保管における措置> ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。
⑥技術的対策		[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な対策の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <当市における措置> ・シンクライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。 ・外部へのデータの書き出しは、所属長の承認を得て特定の端末から行うよう制限している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新している。 ・ファイアウォールを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ		[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号		[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	・生存者の個人番号と同様の方法で保管している。

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税滞納情報ファイルの情報については、賦課情報は個人住民税賦課情報ファイルと、 収納情報は個人住民税収納情報ファイルと連携されており、古い情報のまま保管され続けることはな い。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。 ・保管期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて 溶解処理を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠し たプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にいない
具体的なチェック方法	<当市の保有システムの運用における措置> ・年に1回、担当部署内において、評価書に関し、チェックリストによる自己点検を行い、運用状況を確認することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <審査システム及び国税連携システムにおける措置> ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第151号）」の達成状況について、自己評価を実施している。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にいない
具体的な内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <当市の保有システムの運用における措置> ・年に1回、以下の観点による内部監査を実施することとしている。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②情報セキュリティに関する体制整備 ③情報セキュリティに関する周知・教育 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に外部監査を行うこととしている。 <審査システム、及び国税連携システムにおける措置> ・審査システム、及び国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。 ・地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にいない
具体的な方法	<当市における措置> ・職員に対して、年1回、特定個人情報の取扱いに関する研修を実施することとしている。 ・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記することにより、個人情報保護を担保するとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。 <審査システム、及び国税連携システムにおける措置> ・担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	

3. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)		
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条の規定に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。		
	特記事項	市ホームページ上に請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。	
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 写しの交付(コピー)に要する費用[白黒 10円/1枚、カラー 20円/1枚] (手数料額、納付方法: 納付方法:現金) ※なお来庁するのが困難であるなど相当の理由により郵送により開示 する場合は、加えて郵送に要する費用(実費) 納付方法:郵便振込)		
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	個人情報ファイル名	・個人市民税・県民税及び森林環境税賦課台帳 ・滞納整理システム ・収納・滞納管理システム	
	公表場所	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 行政資料室 及び市ホームページ	
⑤法令による特別の手続	-		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
①連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 市民税課 個人市民税第1係(079-427-9163) 個人市民税第2係(079-427-9164) 収税課 収納係(079-427-9170) 管理係(079-427-9709)		
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・必要に応じて関係部署に通知する。		

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	・広報誌を用いた周知を行ったうえで、HP上で意見聴取を実施した。
②実施日・期間	令和6年8月15日(木)から9月13日(金)まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	提出意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月17日(金)
②方法	加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例において、第三者点検を実施した。
③結果	評価実施手続等は指針に適合し、かつ評価内容は評価の目的等に照らし妥当であるとの評価を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－②システムの機能－11. 還付充当管理	・確定税額より多く納付された超過額を還付、充当処理する。	・確定税額より多く納付された超過額を還付、充当処理する。 ・情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。	事前	
令和6年3月18日	(別添1)事務の内容－2. 個人住民税収納情報ファイル－図中	(追加)	・公金受取口座の照会・回答の流れを明示	事前	
令和6年3月18日	(別添1)事務の内容－2. 個人住民税収納情報ファイル－備考	(追加)	⑱ 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を照会する。 ⑳ 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を回答する。	事前	
令和6年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要－1. 特定個人情報ファイル名－2. 個人住民税収納情報ファイル－2. 基本情報－④記録される項目－主な記録項目－・業務関係情報－その他	(追加)	口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和6年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要－1. 特定個人情報ファイル名－2. 個人住民税収納情報ファイル－2. 基本情報－④記録される項目－その妥当性－＜業務関係情報＞	収納、督促、還付等の事務を行うため。	収納、督促、還付等に際し、公金受取口座情報を利用するため。	事前	
令和6年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要－1. 特定個人情報ファイル名－2. 個人住民税収納情報ファイル－3. 特定個人情報の入手・使用－①入手元－行政期間・独立行政法人等	(追加)	デジタル庁	事前	
令和6年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要－1. 特定個人情報ファイル名－2. 個人住民税収納情報ファイル－3. 特定個人情報の入手・使用－②入手方法	(追加)	情報提供ネットワークシステム	事前	
令和6年3月18日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目－2. 個人住民税収納情報ファイル－【収納】－410	(追加)	口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和6年3月18日	I 基本情報－6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（以下「委員会規則」という。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「委員会規則」という。）	事後	－
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	－
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1－①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先3－①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先6－①法令上の根拠及び②提供先における用途	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－⑤本人への明示	・照会事務、証明書発行については、個人情報保護条例第6条第2項の規定による本人から収集した情報をもとに行う。	(削除)	事後	加古川市個人情報保護条例の廃止に伴うもの
令和6年3月18日	【滞納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1－①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	【 取扱い情報ファイル 】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策－2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。)－ リスク3: 入手した特定個人情	番号法施行規則第4条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行規則(平成 26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法 施行規則」という。)第3条	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【 取扱い情報ファイル 】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策－2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。)－ リスク3: 入手した特定個人情	番号法施行規則第4条第2号イ	番号法施行規則第3条第2号イ	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【 取扱い情報ファイル 】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策－5. 特定個人情報の提 供・移転(委託や情報提供ネッ トワークシステムを通じた提供 を除く。)－リスク1: 不正な提	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【 取扱い情報ファイル 】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策－5. 特定個人情報の提 供・移転(委託や情報提供ネッ トワークシステムを通じた提供 を除く。)－リスク1: 不正な提	番号法施行令	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行令(平成26 年政令第155号。以下「番号法施行令」という。)	事後	－
令和7年3月14日	I 基本情報－1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務－② 事務の内容	8. 納税者からの納税の管理	8. 納税者又は代理人からの納税の管理	事後	－
令和7年3月14日	I 基本情報－1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務－② 事務の内容	11. 納税者からの納税証明書交付申請の受 付、審査、交付	11. 納税者又は代理人からの納税証明書交付 申請の受付、審査、交付	事後	－
令和7年3月14日	I 基本情報－2. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務－② システムの機能	審査システムには、給与・公的年金等の支払を する者から、地方税共同機構が運営管理する 地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告 書、公的年金等支払報告書等を受領する。	審査システム(通知書作成システムを含む。以 下同じ。)には、給与・公的年金等の支払をする 者から、地方税共同機構が運営管理する地方 税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、 公的年金等支払報告書等を受領する。	事後	システムの呼称変更によるもの
令和7年3月14日	I 基本情報－5. 個人番号の 利用－法令上の根拠	、行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」と いう。)、番号法第9条第2項の規定により定める 加古川市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例(平成27 年条例第36号。以下「番号利用条例」という。) 又は加古川市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する条例施 行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用 条例施行規則」という。)	又は行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	I 基本情報－5. 個人番号の 利用－法令上の根拠	(1) 番号法 ・第9条第1項 別表第1 16の項 (2) 別表第1省令 ・第16条	番号法 ・第9条第1項及び別表24の項	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	I 基本情報－5. 個人番号の 利用－法令上の根拠	(3) 番号法 ・第9条第2項 ① 番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 5の項 ② 番号利用条例施行規則 ・第21条 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施	(削除)	事後	－
令和7年3月14日	I 基本情報－6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携－②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下 「情報提供省令」という。)	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	I 基本情報－6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携－②法令上の根拠	番号利用条例又は番号利用条例施行規則	番号法第9条第2項の規定により定める加古川 市行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する条例(平成27年条 例第36号。以下「番号利用条例」という。) 又は加古川市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する条例施行 規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用 条例施行規則」という。)	事後	法改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 基本情報－6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2のうち情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報の各項 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 27の項 (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・主務省令で定める情報として市町村民税又は道府県民税に関する情報を含む条項(番号法 別表第2にて情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報の各項に対応) 【情報照会の根拠】 ・第20条 (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)	(1) 番号法 【情報提供及び照会の根拠】 ・第19条第8号 情報提供省令 【情報提供の根拠】 ・第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項 【情報照会の根拠】 ・第2条の表48の項 (2) 番号法 【情報照会の根拠】	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－2. 基本情報－④記録される項目	個人住民税の減免を行うために、生活保護関連の給付情報を記録する。	個人住民税の非課税判定を行うために、生活保護関連の給付情報を記録する。	事後	－
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－3. 特定個人情報の入手・使用－⑤本人への明示	番号法第19条別表第二の第27の項	情報提供省令第2条の表48の項	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2－⑥委託先名	・㈱日立システムズ	・㈱日立システムズ 関西支社	事後	－
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3－⑥委託先名	・㈱NTTデータ	・㈱NTTデータ・アイ	事前	受託者の事業移管に伴うもの
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4－⑥委託先名	・㈱ワンビシアークाइブズ	・㈱NXワンビシアークाइブズ	事後	－
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5－⑥委託先名	・㈱日立システムズ	・㈱日立システムズ 関西支社	事後	－
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転	65件	77件	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転-提供先1	番号法別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	情報提供省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に応じた情報照会者の欄に掲げる者	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転-提供先1－①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	・番号法第19条第8号	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転-提供先1－②提供先における用途	・番号法別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	情報提供省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に応じた特定個人番号利用事務の欄に掲げる事務	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転-提供先4－⑥提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事後	法改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-移転先1	別紙2	別紙	事後	-
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-移転先1-②移転先における用途	番号法別表第二の第2欄に掲げる事務を主とした、番号利用条例で定められた用途(別紙2を参照)	情報提供省令第2条の表特定個人番号利用事務の欄に掲げる事務を主とした、番号利用条例で定められた用途(別紙を参照)	事後	-
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	(追加)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	(追加)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税収納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑥委託先名	・(株)日立システムズ	・(株)日立システムズ 関西支社	事後	-
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税収納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-⑥委託先名	・(株)ワンビシアークイブス	・(株)NXワンビシアークイブス	事後	-
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税収納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	(追加)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税収納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報 を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑥委託先名	・(株)日立システムズ	・(株)日立システムズ 関西支社	事後	-
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-⑥委託先名	・(株)ワンビシアークイブス	・(株)NXワンビシアークイブス	事後	-
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。 ・保管期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報 を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <当市の保有システムにおける措置> ・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。 ・保管期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手-リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置	・庁内からの福祉関係情報等の入手は、庁内ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。	・庁内からの福祉関係情報等の入手は、個人住民税システムに保有している情報と突合し、対象者以外の情報を入手されない仕組みとなっている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手-リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置	・庁内からの福祉関係情報等の入手は、庁内ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。	・庁内からの福祉関係情報等の入手は、個人住民税システムにて必要な情報のみが更新、管理できるため、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手-リスク2	・庁内からの福祉関係情報等の入手は、庁内ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。	・庁内からの福祉関係情報等の入手は、本市ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、対象外のシステムからの入手が行われないようにしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税賦課情報ファイル） -2. 特定個人情報の入手-リスク4	・庁内からの福祉関係情報等の入手は、庁内ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われることで、漏えい・紛失を防止している。	・庁内からの福祉関係情報等の入手は、本市ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われることで、漏えい・紛失を防止している。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税賦課情報ファイル） -3. 特定個人情報の使用-リスク3	・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。	・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。	事後	－
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税賦課情報ファイル） -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール	（追加）	また、定期的に現地調査を実施している。	事後	－
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税賦課情報ファイル） -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の消去ルール	マイナンバーはパンチ項目ではないため、委託先が特定個人情報を保有する事はない。	マイナンバーはパンチ項目ではないため、委託先が特定個人情報を保有する事はないが、業務履行後にパンチデータを廃棄した旨証する書面を徴している。	事後	－
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税賦課情報ファイル） -7. 特定個人情報の保管・消去-⑤物理的対策	（追加）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税賦課情報ファイル） -7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策	（追加）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁 以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税賦課情報ファイル） -7. 特定個人情報の保管・消去-⑩死者の個人番号-リスク3-消去手順	（追加）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税収納情報ファイル） -3. 特定個人情報の使用-リスク3	・委託先に対しては業務外で使用しないよう契約仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、特定個人情報の取扱いに関する研修の実施も義務付ける。	・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。	事後	－
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（個人住民税収納情報ファイル） -7. 特定個人情報の保管・消去-⑤物理的対策	（追加）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税収納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税収納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3-消去手順	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税滞納情報ファイル) -3. 特定個人情報の使用-リスク3	・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。	・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。	事後	-
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税滞納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑤物理的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税滞納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税滞納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3-消去手順	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅳその他のリスク対策－1. 監査－②監査	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅳその他のリスク対策-2. 従業者に対する教育・啓発	・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記することにより、個人情報保護を担保している。	・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記することにより、個人情報保護を担保するとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。	事後	－
令和7年3月14日	Ⅳその他のリスク対策－3. その他のリスク対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅴ開示請求、問合せ－1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている (個人情報ファイル名および公表場所を記載)	事後	－
令和7年3月14日	(別添2) 1.個人住民税賦課情報ファイル	－	記録項目の加除	事後	－
令和7年3月14日	(別紙1)		(削除)	事後	－
令和7年3月14日	(別紙2)	別紙2	別紙	事後	－
令和7年3月14日	(別紙2) 移転先No.3	育児保健課 健康課	育児保健課 地域医療課	事後	－
令和7年3月14日	(別紙2) 移転先No.11	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	－